

ウェルネスプランかこがわ（第3次）の策定に伴う パブリックコメントの実施について

1 意見募集期間

令和5年11月28日（火）から令和5年12月27日（水）まで（30日間）

2 募集方法

- ① 市広報11月号に掲載
- ② 市ホームページに掲載
- ③ 市役所案内、市民健康課、育児保健課、ウェルネスパーク、各市民センター・公民館、東加古川市民総合サービスプラザ等での閲覧

3 意見を提出できる者

- ア 本市の区域内に住所を有する方
- イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- エ 本市の区域内に存する学校に在学する方
- オ 本市に対して納税義務を有する方
- カ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

4 意見の提出方法

直接持参又は郵送・FAX・電子メール・ホームページ

※意見提出用紙の記載事項の記入もれや口頭による意見は受付不可。

5 素案及び意見提出箱の設置場所（31箇所）

市役所案内、市民健康課、育児保健課、各市民センター・公民館、東加古川市民総合サービスプラザ、各子育てプラザ等（詳細は裏面のとおり）

※市民センターと公民館の併設館は、合わせて1セットを設置。

6 提出された意見の取扱い

- ・提出された意見は、内容ごとに整理の上、市の考え方を公表する。
- ・意見を提出された方に対する個別の回答は行わない。
- ・意見提出用紙に記載された連絡先などの個人情報、内容確認等の問い合わせをする際にのみ利用する。

7 参考

加古川市パブリックコメント手続要綱

資料閲覧場所一覧

No.	部課等名		施設名
1	市民協働部	人権文化センター	人権文化センター
2		東加古川市民総合サービスプラザ	東加古川市民総合サービスプラザ
3		生活安全課	市役所新館 案内窓口
4		スポーツ・文化課	加古川ウェルネスパーク
5			ウェルネスパーク図書館
6			海洋文化センター図書館
7		市民センター	加古川市民センター
8			野口市民センター
9			平岡市民センター
10			尾上市民センター
11	健康医療部	市民健康課	課の窓口
12	教育指導部	社会教育課	加古川公民館
13			加古川西公民館
14			東加古川公民館
15			両荘公民館
16			志方公民館
17			加古川北公民館
18			野口公民館
19			氷丘公民館
20			平岡公民館
21			陵南公民館
22			別府公民館
23			尾上公民館
24		中央図書館	中央図書館
25			加古川図書館
26	こども部	育児保健課	課の窓口
27		家庭支援課	課の窓口
28		幼児保育課	課の窓口
29		こども政策課	課の窓口
30			加古川駅南子育てプラザ
31			東加古川子育てプラザ